

新潟県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 21 日 (金)
号 外
第 9 号

目 次

告 示

○新潟県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額の一部改正	1
公 安 委 員 会	
○交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正	1
○新潟県公安委員会事務専決規程の一部改正	4
○新潟県道路交通法施行細則の一部改正	10
○新潟県公安委員会公印規程の一部改正	34

告 示

新潟県告示第121号

新潟県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額（平成14年新潟県告示第340号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 24 日から適用する。

令和 7 年 3 月 21 日

新潟県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 分	金 額	区 分	金 額
特定任意講習	1,400円	特定任意講習	1,350円
特定任意高齢者講習	6,600 円（道 路 交 通 法（昭和35年法律第105号）第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者に対する講習にあっては2,950円）	特定任意高齢者講習	6,450 円（道 路 交 通 法（昭和35年法律第105号）第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者に対する講習にあっては2,900円）

（警察本部運転免許管理課）

公 安 委 員 会

新潟県公安委員会規則第 1 号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

新潟県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（平成 5 年栃木県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 交番				1 交番			
管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区	管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
栃 木 警 察 署	略	略	略	栃 木 警 察 署	略	略	略
	藤岡交 番	栃木市 藤岡町 藤岡	栃木市のうち <u>藤岡町部 屋、藤岡町新波、藤岡 町石川、藤岡町帯刀、 藤岡町緑川、藤岡町西 前原、藤岡町蛭沼、藤 岡町富吉、藤岡町中 根、藤岡町藤岡、藤岡 町内野、藤岡町下宮、 藤岡町赤麻、藤岡町大 前</u>		藤岡交 番	栃木市 藤岡町 藤岡	栃木市のうち_____

略				略			
真 岡 警 察 署	真岡駅 交番	真岡市 台町	真岡市のうち荒町、荒 町二丁目、荒町三丁 目、荒町四丁目、東光 寺一丁目、東光寺二丁 目、東光寺三丁目、田 町、台町、並木町一丁 目、並木町二丁目、並 木町三丁目、並木町四 丁目、白布ヶ丘、熊倉 町、熊倉一丁目、熊倉 二丁目、熊倉三丁目、 寺久保一丁目、大谷本 町、大谷新町、大谷台 町、東郷、中郷、西郷、 中萩一丁目、中萩二 丁目	真岡駅 交番	真岡市 台町	真岡市のうち荒町、荒 町二丁目、荒町三丁 目、荒町四丁目、東光 寺一丁目、東光寺二丁 目、東光寺三丁目、田 町、台町、並木町一丁 目、並木町二丁目、並 木町三丁目、並木町四 丁目、白布ヶ丘、熊倉 町、熊倉一丁目、熊倉 二丁目、熊倉三丁目、 寺久保一丁目、大谷本 町、大谷新町、大谷台 町、東郷、中郷、西郷	
			_____			_____	
	略	略	略	略	略	略	略
	益子交 番	芳賀郡 益子町 大字益 子	益子町_____	益子交 番	芳賀郡 益子町 大字益 子	益子町のうち大字 <u>益 子、城内坂、大字生田 目、大字塙、大字上大 羽、大字下大羽、大字 東田井</u>	
略				略			
	略	略	略		略	略	略
			高根沢町のうち大字上 阿久津、大字中阿久 津、大字宝積寺、 <u>宝積 寺一丁目、宝積寺二丁</u>				高根沢町のうち大字上 阿久津、大字中阿久 津、大字宝積寺_____

さくら警察署	高根沢 交番	塩谷郡 高根沢 町大字 宝積寺	且、大字大谷、大字石末、光陽台一丁目、光陽台二丁目、光陽台三丁目、光陽台四丁目、光陽台五丁目、光陽台六丁目、宝石台一丁目、宝石台二丁目、宝石台三丁目、宝石台四丁目、宝石台五丁目
	略	略	略
略			
2 警察官駐在所			
管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区
栃木警察署	略	略	略
	家中警察官駐在所	略	略
	略	略	略
	略	略	略
略			
真岡警察署	略	略	略
	中警察官駐在所	略	略
	略	略	略
	略	略	略
略			
	略	略	略

さくら警察署	高根沢 交番	塩谷郡 高根沢 町大字 宝積寺	一、大字大谷、大字石末、光陽台一丁目、光陽台二丁目、光陽台三丁目、光陽台四丁目、光陽台五丁目、光陽台六丁目、宝石台一丁目、宝石台二丁目、宝石台三丁目、宝石台四丁目、宝石台五丁目
	略	略	略
略			
2 警察官駐在所			
管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区
栃木警察署	略	略	略
	家中警察官駐在所	略	略
	赤麻警察官駐在所	栃木市 藤岡町 赤麻	栃木市のうち藤岡町赤麻、藤岡町大前
	部屋警察官駐在所	栃木市 藤岡町 蛭沼	栃木市のうち藤岡町部屋、藤岡町新波、藤岡町石川、藤岡町帯刀、藤岡町緑川、藤岡町西前原、藤岡町蛭沼、藤岡町富吉、藤岡町中根
真岡警察署	略	略	略
	中警察官駐在所	略	略
	田野警察官駐在所	芳賀郡 益子町 大字長堤	益子町のうち大字長堤、大字上山、大字前沢、大字山本、大字小泉、大字本沼、大字梅ケ内、大字大郷戸
	七井警察官駐在所	芳賀郡 益子町 大字大沢	益子町のうち大字七井の一部、大字大沢の一部、大字北中、七井中央
真岡警察署	小宅警察官駐在所	芳賀郡 益子町 大字小宅	益子町のうち大字七井の一部、大字大沢の一部、大字小宅、大字芦沼、大字大平
	略	略	略
略			
	略	略	略

那須塩原警察署	黒田原警察官駐在所	那須郡那須町大字寺子丙	那須町のうち大字寺子乙の一部、大字寺子丙の一部、大字豊原甲の一部、大字豊原乙の一部、大字豊原丙の一部、大字富岡の一部、大字豊原の一部
	略	略	略
	略		
さくら警察署	勝山警察官駐在所	さくら市氏家	さくら市のうち氏家の一部、氏家新田、上阿久津、きぬの里一丁目、きぬの里二丁目、きぬの里三丁目、きぬの里四丁目、きぬの里五丁目
	略	略	略
	略		
矢板警察署	片岡警察官駐在所	矢板市乙畑	矢板市のうち片岡、安沢、越畑、乙畑、大槻、石関、玉田、山苗代、こぶし台
	略	略	略
	略		
那珂川警察署	略	略	略
	三輪警察官駐在所	那須郡那珂川町三輪	那珂川町のうち吉田、片平、東戸田、三輪、恩田、薬利、芳井、浄法寺、高岡、谷田、白久
	小川警察官駐在所	那須郡那珂川町小川	那珂川町のうち小川
3 略			

那須塩原警察署	黒田原第一警察官駐在所	那須郡那須町大字富岡	那須町のうち大字寺子丙の一部、大字寺子乙の一部、大字豊原甲の一部、大字富岡の一部、大字豊原の一部
	黒田原第二警察官駐在所	那須郡那須町大字寺子丙	那須町のうち大字寺子丙の一部、大字寺子乙の一部、大字豊原甲の一部、大字豊原乙の一部、大字豊原丙の一部
	略	略	略
略			
さくら警察署	勝山警察官駐在所	さくら市氏家	さくら市のうち氏家の一部、氏家新田、上阿久津
	略	略	略
	略		
矢板警察署	片岡警察官駐在所	矢板市片岡	矢板市のうち片岡、安沢、乙畑の一部、石関の一部、玉田、山苗代、こぶし台
	乙畑警察官駐在所	矢板市乙畑	矢板市のうち越畑、乙畑の一部、大槻、石関の一部
	略	略	略
略			
那珂川警察署	略	略	略
	三輪警察官駐在所	那須郡那珂川町三輪	那珂川町のうち小川の一部、片平、東戸田、三輪、恩田、薬利、芳井、浄法寺、高岡、谷田、白久
	小川警察官駐在所	那須郡那珂川町小川	那珂川町のうち小川の一部、吉田
3 略			

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

栃木県公安委員会規則第 2 号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和 39 年栃木県公安委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 (第 2 条、第 6 条関係) 警察本部長専決事項		別表第 1 (第 2 条、第 6 条関係) 警察本部長専決事項	
事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1 ～ 50 略		1 ～ 50 略	
51 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成 28 年法律第 9 号) <u>第 10 条第 3 項</u>	略	51 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成 28 年法律第 9 号) <u>第 9 条第 3 項 (平成 32 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (平成 27 年法律第 33 号) 第 31 条第 1 項及び平成 31 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法 (平成 27 年法律第 34 号) 第 18 条第 1 項の規定によりみなして適用される場合を含む。)</u> の規定による通報の処理	略
____ の規定による通報の処理			
別表第 17 (第 3 条、第 6 条関係) 運転免許管理課長専決事項		別表第 17 (第 3 条、第 6 条関係) 運転免許管理課長専決事項	
事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1 ～ 9 略		1 ～ 9 略	
10 道路交通法第 92 条 (同法第 95 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による運転免許証の交付		10 道路交通法第 92 条 _____ _____ _____ の規定による運転免許証の交付	
11 道路交通法第 93 条第 2 項 (同法第 95 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による免許の条件に係る記載			
12 略		11 略	
13 道路交通法第 94 条第 1 項 (同法第 95 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による運転免許証の記載事項変更の届出の処理		12 道路交通法第 94 条第 1 項 _____ _____ _____ の規定による運転免許証の記載事項変更の届出の処理	
14・15 略		13・14 略	
16 道路交通法第 95 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定による特定免許情報の記録申請の受理			
17 道路交通法第 95 条の 2 第 3 項の規定による特定免許情報の記録			
18 道路交通法第 95 条の 2 第 4 項の規定による運転免許証の返納の受理			

19 道路交通法第95条の2第6項の規定による運転免許証の交付を希望しない旨の申出の受理		
20 道路交通法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の処理		
21 道路交通法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付申請の受理		
22 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（警察庁丙運発第24号、丙交企発第100号、丙規発第26号、丙交指発第23号令和6年11月1日警察庁交通局長通達）に基づく免許保有状況変更申出の処理		
23～40 略		15～32 略
41 道路交通法施行規則第24条第11項（同令第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による自動車の指定		33 道路交通法施行規則第24条第6項（同令第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による自動車の指定
42～49 略		34～41 略
50 道路交通法第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による免許証等の更新を受けようとする者に対する適性検査		42 道路交通法第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による運転免許証の更新を受けようとする者に対する適性検査
51 道路交通法第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による免許証等の更新及び免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨の通知		43 道路交通法第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による運転免許証の更新 _____ _____
52・53 略		44・45 略
54 道路交通法第101条の2の2第3項の規定による免許情報記録の書換えの申出の受理		
55 道路交通法第101条の2の2第4項の規定による適性検査		46 道路交通法第101条の2の2第2項の規定による適性検査
56 道路交通法第101条の2の2第5項の規定による更新申請書の内容及び適性検査の結果の通知		47 道路交通法第101条の2の2第3項の規定による適性検査の結果を記載した書面の送付 _____
57 道路交通法第101条の2の2第6項の規定による同法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けた旨の通知		48 道路交通法第101条の2の2第4項の規定による _____ 第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けた旨の通知
58 道路交通法第101条の2の2第7項の規定による免許証等の更新を受けようとする者に対する適性検査及びその通知		49 道路交通法第101条の2の2第5項の規定による運転免許証の更新を受けようとする者に対する適性検査及びその通知
59 道路交通法第101条の4第4項の規定による免許証等の更新を		50 道路交通法第101条の4第4項の規定による免許証 _____ の更新を

しないことの認定	
60 略	
61 道路交通法第101条の4の2第1項の規定による更新された運転免許証の交付	
62 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による更新された運転免許証の交付を希望しない旨の申出の受理	
63 道路交通法第101条の4の2第3項の規定による免許情報記録の書換え	
64 道路交通法第101条の4の2第4項の規定による運転免許証の返納の処理	
65～91 略	
92 道路交通法第105条の2第1項 _____ _____の規定による 運転経歴証明書の交付申請の受 理_____	
93 道路交通法第105条の2第2項 の規定による運転経歴証明書の 交付	
94 道路交通法第105条の2第3項 の規定による運転経歴情報の記 録申請の受理	
95 道路交通法第105条の2第4項 の規定による運転経歴情報の記 録	
96 道路交通法施行規則第30条の 10第1項の規定による運転経歴 証明書の記載事項変更の届出の 処理	
97 道路交通法施行規則第30条の 11第1項の規定による運転経歴 証明書の再交付	
98 道路交通法施行規則第30条の 12の規定による運転経歴証明書 の返納の処理	
99 道路交通法施行規則第30条の 15第1項の規定による運転経歴 情報の記載事項変更の届出の処 理	
100 道路交通法施行規則第30条の 16第1項の規定による運転経歴 情報の抹消の処理	
101 略	
102 道路交通法第106条の3第1項 の規定による運転免許証の返納	

しないことの認定	
51 略	
52～78 略	
79 道路交通法第104条の4第5項 及び第6項（これらの規定を同 法第105条第2項において準用す る場合を含む。）の規定による 運転経歴証明書の交付申請の受 理及び交付	
80 道路交通法施行規則第30条の 12第1項の規定による運転経歴 証明書の記載事項変更の届出の 処理	
81 道路交通法施行規則第30条の 13第1項の規定による運転経歴 証明書の再交付	
82 道路交通法施行規則第30条の 14の規定による運転経歴証明書 の返納の処理	
83 略	
84 道路交通法第107条第1項 の規定による運転免許証の返納	

<u> </u> の処理		<u> </u> 等の処理	
103 <u>道路交通法第106条の3第2項の規定による運転免許証の交付</u>		85 <u>道路交通法第107条第3項及び第4項 </u> の規定による運転免許証の保管及び返還	
104 <u>道路交通法第106条の3第4項及び第5項の規定による運転免許証の保管及び返還</u>			
105 <u>道路交通法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消の処理</u>			
106 <u>道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え</u>			
107～129 略		86 ～108 略	
130 <u>道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習</u>	略	109 <u>道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習</u>	略
131～134 略		110～113 略	
135 <u>応急救護処置講習（教習）の指導員の認定及びその養成について（警察庁丙運発第7号平成31年3月1日警察庁交通局長通達）に基づく応急救護処置指導員養成講習修了者に対する修了証明書の交付</u>		114 <u>応急救護処置講習（教習）の指導者の資格について（警察庁丙運発第52号平成11年11月1日警察庁交通局長通達）に基づく応急救護処置指導者養成講習終了者に対する終了証明書の交付</u>	
136～150 略		115～129 略	
151 <u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定による認定申請書の記載事項の変更届出の受理</u>			
152 <u>運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定による認定申請書の記載事項の変更届出の受理</u>			
別表第18（第4条、第6条関係）警察署長専決事項		別表第18（第4条、第6条関係）警察署長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1～135 略		1～135 略	
136 <u>道路交通法施行規則第6条の3の5</u> の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の処理		136 <u>道路交通法施行規則第6条の3の3</u> の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の処理	
137～140 略		137～140 略	
141 <u>道路交通法第91条の規定による運転免許の条件の変更（栃木県道路交通法施行細則第23条の3 </u> の申請に係るものに限		141 <u>道路交通法第91条の規定による運転免許の条件の変更（栃木県道路交通法施行細則第23条の3第2項</u> の申請に係るものに限	

	る。)及び同法第91条の2第2項の規定による条件の付与		る。)及び同法第91条の2第2項の規定による条件の付与
	<u>142 道路交通法第93条第2項（同法第95条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による免許の条件に係る記載（栃木県道路交通法施行細則第23条の3の申請に係るものに限る。）</u>		
	<u>143 道路交通法第94条第1項（同法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による運転免許証の記載事項変更の届出の処理</u>		<u>142 道路交通法第94条第1項 _____ _____ _____の規定による運転免許証の記載事項変更の届出の処理</u>
	<u>144～146 略</u>		<u>143～145 略</u>
	<u>147 道路交通法第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による免許証等の更新を受けようとする者に対する適性検査</u>		<u>146 道路交通法第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による運転免許更新申請者に対する適性検査並びに同法第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による運転免許証の更新</u>
	<u>148 道路交通法第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による免許証等の更新</u>		
	<u>149 略</u>		<u>147 略</u>
	<u>150 道路交通法第101条の4の2第1項の規定による更新された運転免許証の交付</u>		
	<u>151 道路交通法第101条の4の2第3項の規定による更新された免許情報記録の書換え</u>		
	<u>152・153 略</u>		<u>148・149 略</u>
	<u>154 道路交通法第105条の2第1項 _____ _____ _____の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理_____</u>		<u>150 道路交通法第104条の4第5項及び第6項（これらの規定を同法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理及び交付</u>
	<u>155 道路交通法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付</u>		
	<u>156 道路交通法施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項変更の届出の処理</u>		<u>151 道路交通法施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項変更の届出の処理</u>
	<u>157 道路交通法施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付</u>		<u>152 道路交通法施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付</u>
	<u>158 道路交通法施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の処理</u>		<u>153 道路交通法施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の処理</u>

		<u>154 道路交通法第104条の3第5項の規定による運転免許証の返還</u>	
<u>159 道路交通法第106条の3第1項の規定による運転免許証の返納</u> <u>の処理</u>		<u>155 道路交通法第107条第1項</u> <u>の規定による運転免許証の返納</u> <u>等の処理</u>	
<u>160 道路交通法第106条の3第2項</u> <u>の規定による運転免許証の交付</u>			
<u>161 道路交通法第106条の3第4項</u> <u>及び第5項の規定による運転免</u> <u>許証の保管及び返還</u>		<u>156 道路交通法第107条第3項及び</u> <u>第4項</u> の規定による運転免 許証の保管及び返還	
<u>162 道路交通法106条の4第1項の</u> <u>規定による免許情報記録の抹消</u> <u>の処理</u>			
<u>163～188</u> 略		<u>157～182</u> 略	

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

栃木県公安委員会規則第 3 号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（交通規制の対象から除く車両） 第 7 条 略 2～6 略 <u>7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、公安委員会に申請し、標章の再交付を受けることができる。</u> <u>8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第 6 項の規定に違反したと認めるときは、当該標章の返納を命ずることができる。</u> <u>9 略</u> （警察署長の通行許可） 第 8 条 略 2 略 3 標章の交付を受けた者の遵守しなければならない事項及び標章の返納については、前条第 5 項前段、<u>第 6 項、第 8 項及び第 9 項</u>の規定を準用する。 （警察署長の駐車許可） 第 9 条 略 2 略 3 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。	（交通規制の対象から除く車両） 第 7 条 略 2～6 略 <u>7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項</u>の規定に違反したと認めるときは、当該標章の返納を命ずることができる。 <u>8 略</u> （警察署長の通行許可） 第 8 条 略 2 略 3 標章の交付を受けた者の遵守しなければならない事項及び標章の返納については、前条第 5 項前段<u>及び第 6 項から第 8 項まで</u>の規定を準用する。 （警察署長の駐車許可） 第 9 条 略 2 略 3 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該申請に係る車両の運転者の自動車運転免許証又は免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力した書面

(4) 略

4～9 略

(安全運転管理者等の選任の届出)

第15条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、解任の届出をするときは、この限りでない。

(1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は個人番号カードの写し

(2) 略

(3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務経験に関する経歴を証明するもの又は前条第2項の副安全運転管理者認定書の写し。ただし、現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力した書面をもって自動車の運転経験の期間の証明に代えることができる。

(4) 略

2 略

(合格決定の取消し通知等)

第24条 法第97条の3第2項の規定による運転免許試験の合格の決定を取り消した旨の通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

2 略

(申請書に申請用写真の添付を要しない場合)

第24条の2 施行規則第21条の2第1項、第21条の9第1項、第29条第1項、第29条の2第2項、第30条の7第1項及び第30条の8第1項の申請書には、申請用写真を添付することを要しない。ただし、当該申請書を提出する者が、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示できない場合は、この限りでない。

(経由地公安委員会が行う講習を受けた旨の通知)

第24条の3 法第101条の2の2第6項の規定による免許証等の更新を受けようとする者が経由地公安委員会が行う講習を受けた旨の通知は、更新時講習受講済通知書（別記様式第15号の2）によ

(1)・(2) 略

(3) 当該申請に係る車両の運転者の自動車運転免許証_____

(4) 略

4～9 略

(安全運転管理者等の選任の届出)

第15条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、解任の届出をするときは、この限りでない。

(1) 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し_____

(2) 略

(3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務経験に関する経歴を証明するもの又は前条第2項の副安全運転管理者認定書の写し。ただし、現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写し_____をもって自動車の運転経験の期間の証明に代えることができる。

(4) 略

2 略

(合格決定の取消し通知等)

第24条 法第97条の3第2項の規定による運転免許試験の合格の決定を取り消した旨の通知は、運転免許試験合格決定取消し通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

2 略

(更新申請書に申請用写真の添付を要しない場合)

第24条の2 規則第29条第1項、第29条の2第2項及び第30条の9第1項の申請書には、申請用写真を添付することを要しない。ただし、当該申請書を提出する者が、運転免許証の再交付の申請を併せて行う場合及び運転免許の効力が停止されている者である場合は、この限りでない。

(経由地公安委員会が行う講習を受けた旨の通知)

第24条の3 法第101条の2の2第4項の規定による運転免許証の更新を受けようとする者が経由地公安委員会が行う講習を受けた旨の通知は、更新時講習受講済通知書（別記様式第15号の2）によ

り行うものとする。

(適性検査を受けるべき旨の通知)

第24条の 4 法第101条の 2 の 2 第 7 項の規定による適性検査を受けるべき旨の通知は、運転免許証等更新適性検査通知書（別記様式第15号の 3）により行うものとする。

(運転経歴証明書交付申請書に申請用写真の添付を要しない場合)

第25条 施行規則第30条の 8 第 2 項の公安委員会規則で定める場合は、法第105条の 2 第 1 項の規定による運転経歴証明書の交付の申請を法第104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消しの申請と併せて行う場合とする。

別表第 1 （第 2 条関係）

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1 ～ 35 略			
36	<u>特定免許情報の記録の申請</u>	<u>運転免許管理課長</u>	<u>施行規則別記様式第17の 2 1 通</u>
37	<u>運転免許証の返納の届出</u>	同	<u>施行規則別記様式第17の 3 1 通</u>
38	<u>免許情報記録の抹消の届出</u>	同	<u>施行規則別記様式第17の 4 1 通</u>
39	<u>免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請</u>	同	<u>施行規則別記様式第17の 5 1 通</u>
40	運転免許試験成績証明書の交付申請	同	略
41 ～ 43 略			
44	再試験の受験の申込み	同	<u>施行規則別記様式第17の 7 1 通</u>
45	<u>免許証等</u> の更新の申請	略	略
46 ～ 50 略			
51	<u>免許証等</u> の更新の特例に該当する者の申請	略	略
		<u>運 転</u>	

り行うものとする。

(適性検査を受けるべき旨の通知)

第24条の 4 法第101条の 2 の 2 第 5 項の規定による適性検査を受けるべき旨の通知は、運転免許証更新適性検査通知書（別記様式第15号の 3）により行うものとする。

(運転経歴証明書交付申請書に申請用写真の添付を要しない場合)

第25条 規則第30条の10第 2 項 _____ の公安委員会規則で定める場合は、法第104条の 4 第 5 項の規定による運転経歴証明書の交付の申請を同条第 1 項 _____の規定による免許の取消しの申請と併せて行う場合とする。

別表第 1 （第 2 条関係）

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1 ～ 35 略			
36	運転免許試験成績証明書の交付申請	<u>運転免許管理課長</u>	略
37 ～ 39 略			
40	再試験の受験の申込み	同	<u>施行規則別記様式第17の 3 1 通</u>
41	<u>運転免許証</u> の更新の申請	略	略
42 ～ 46 略			
47	<u>運転免許証</u> の更新の特例に該当する者の申請	略	略

52	運転免許の取消しの申請	免 許 管 理 課 長、 管 轄 署 長 又 は 警 察 署 長 (管 轄 署 長 に あ つ て は 一 部 を 取 り 消 す 場 合 に 限 り、 警 察 署 長 に あ つ て は 全 部 を 取 り 消 す 場 合 又 は 一 部 を 取 り 消 す 場 合 で あ つ て 申 請 者 が 免 許 の 更 新 を 申 請 す る 際 に 優 良 運 転 者 に 該 当 し て い	48	運転免許の取消しの申請	同	施行規則別記様 式第19の3の8 ——
		施行規則別記様 式第19の3の7 1 通				

[illegible]

<u>57</u>	出国に伴う国際運 転免許証の返還申 請	免 許 管 理 課 長 又 は 管 轄 署 長	略
<u>58・59</u> 略			
<u>60</u>	<u>免許証等</u> の更新 の經由申請	略	略
<u>61～75</u> 略			
<u>76</u>	<u>運転免許取得者等 教育の認定の申請</u>	略	略
<u>77</u>	<u>運転免許取得者等 教育認定申請書の 記載事項の変更の 届出</u>	略	略
<u>78</u>	<u>運転免許取得者等 検査の認定の申請</u>	同	<u>添付30の 2 1</u> <u>通</u>
<u>79</u>	<u>運転免許取得者等 検査認定申請書の 記載事項の変更の 届出</u>	同	<u>添付30の 3 1</u> <u>通</u>
<u>80～89</u> 略			
備考 1 略 2 「優良運転者」とは、 <u>法第95条の 6 第 1 項の 表備考 1 のロ</u> に規定する優良運転者をいう。			
<u>52</u>	出国に伴う国際運 転免許証の返還申 請	同	略
<u>53・54</u> 略			
<u>55</u>	<u>運転免許証の更新 の經由申請</u>	略	略
<u>56～70</u> 略			
<u>71</u>	<u>運転免許取得者教 育</u> の認定の申請	略	略
<u>72</u>	<u>認定申請書記載事 項変更の届出</u>	略	略
<u>73～82</u> 略			
備考 1 略 2 「優良運転者」とは、 <u>法第92条の 2 第 1 項の 表備考 1 の 2</u> に規定する優良運転者をいう。			

別表第 1 の添付13及び添付14を次のように改める。

添付13

※ 整理番号

安全運転管理者に関する届出書

栃木県公安委員会 殿

住所（法人にあっては、事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（電話 FAX ）

安全運転管理者を選任、解任届 出 事 項 を 変 更 したので届け出ます。

①選任年月日	年 月 日			⑧使 用 の 本 拠	⑨（ふりがな） 名 称																	
②安全運転管理 者氏名	(ふりがな)				位 置																	
③資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			安全運転管理 者氏名																	
	運 転 の 管 理 経 験		3 公安委員 会の認定		業 種 別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他																
④職務上の地位	1 代表者・使用者 2 課長同等以上 3 係長同等以上 4 主任同等以上 5 その他			使用の本拠における自動車台数及び運転者数	⑨自動車台数	乗 用				貨 物				大型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	小型 特殊	計				
⑤安全運 転管 理者 の運 転免 許	免 許 の 種 類						大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽							
	免 年 月 許 日																					
	免許証番号又は 免許情報記録の 番号	第 号			⑩運 転者 数	免許種別	大型		中型		準中 型	普通		大特		大自 二	普自 二	小 特	計			
	交 付 等 年 月 日	年 月 日					一種	二種	一種	二種		一種	二種	一種	二種							
交 付 等 公 安 委 員 会				人数																		
⑥副安全運転管理者 の有無	あり (名) なし			⑪前安全運 転管 理者	解 任 年 月 日		年 月 日															
⑦安全運 転管 理者 の略 歴	勤 務 期 間		勤務所名		職 名	氏 名																
	. . ~ . .					解 任 事 由		1 転任 2 退職 3 交代 4 死亡 5 解任命令 6 その他 ()														
	. . ~ . .					備 考 従業員総数 (人) 郵便番号 (-) コード番号 ()																
	. . ~ . .																					
	. . ~ . .																					
	. . ~ . .																					

備考 1 「⑨自動車台数」の欄は、大型自動二輪車1台又は普通自動二輪車1台はそれぞれ0.5台として計算した台数を記載すること。

2 新規届出以外は、コード番号を必ず記入すること。

添付14

※ 整理番号

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住所（法人にあつては、事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（電話 FAX ）

副安全運転管理者を選任、解任
届 出 事 項 を 変 更 したので届け出ます。

①選任年月日	年 月 日			⑧使 用 の 本 拠	(ふりがな) 名 称														
②副安全運転管 理者氏名	(ふりがな)				位 置														
③資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			安全運転管理 者氏名														
	1 運転の管理 経験 1 年以 上	2 運転の経験 期 間 3 年 以上	3 公 安 委 員 会の認定	業 種 別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他													
④職務上の地位	1 課長同等以上 3 主任同等以上 2 係長同等以上 4 その他			使用の本拠における自動車台数及び運転者数	⑨自動車台数	乗 用				貨 物				大型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	小型 特殊	計	
⑤副安全 運転管 理者の 運転 免許	免 許 の 類					大型	中型	普通	軽	大型	中型	準 中	普通						軽
	免 年 月 許 日																		
	免許証番号又は 免許情報記録の 番号	第 号			大型		中型		普通		大特		大自 二	普自 二	小 特	計			
	交 付 等 年 月 日	年 月 日			一 種	二 種	一 種	二 種	準 中 型	一 種	二 種	一 種					二 種		
交 付 等 公 安 委 員 会	年 月 日				人 数														
⑥副安全運転管理者 の補助者の有無		あり (名) なし			⑩前副安全 運転管 理者	解 任 年 月 日		年 月 日											
⑦副安全 運転管 理者の 略歴	勤 務 期 間		勤務所名			氏 名													
	・ ・ ・ ・ ・					解 任 事 由		1 転任 2 退職 3 交代 4 死亡 5 解任命令 6 その他 ()											
	・ ・ ・ ・ ・					備 考 従業員総数 (人) 郵便番号 (-) コード番号 ()													
	・ ・ ・ ・ ・																		
	・ ・ ・ ・ ・																		
	・ ・ ・ ・ ・																		
・ ・ ・ ・ ・																			

備考 1 「⑨自動車台数」の欄は、大型自動二輪車1台又は普通自動二輪車1台はそれぞれ0.5台として計算した台数を記載すること。

2 新規届出以外は、コード番号を必ず記入すること。

別表第 1 の添付16中

「				を	」
通 知 書 番 号	第	号	免 許 証 番 号		
「				に改	」
通 知 書 番 号	第	号	免 許 証 番 号 又 は 免 許 情 報 記 録 の 番 号		

め、同表の添付16の 2 中

「				を	」
免 許 証 番 号		申 込 番 号			
「				に改	」
免 許 証 番 号 又 は 免 許 情 報 記 録 の 番 号		申 込 番 号			

め、同表の添付17の 2 を次のように改める。

添付17の 2

更新時講習受講申請書

栃木県公安委員会 殿

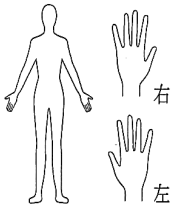
写真

申 請 日				申 請 場 所			
				受 付 番 号			
免 許 情 報	フリガナ				生 年 月 日		
	申請者氏名				連 絡 先		
免 許 情 報	本 (国) 籍						
	住 所						
免 許 情 報	免 許 の 種 類			免 許 の 条 件			
	免 許 年 月 日	二 ・ 小 ・ 原		そ の 他	第 二 種		
免 許 証							
	交 付 公 安 委 員 会			交 付 年 月 日 ・ 照 会 番 号			
	免 許 証 番 号			有 効 期 限			
	免 許 情 報 記 録 個 人 番 号 カ ー ド						
	記 録 等 公 安 委 員 会			記 録 等 年 月 日			
	免 許 情 報 記 録 番 号			有 効 期 限			

※ 氏名・本 (国) 籍・住所に変更がある場合は、太枠内に変更内容を記入してください。

記 載 事 項 変 更	フリガナ				生 年 月 日		
	申請者氏名				連 絡 先		
	本 (国) 籍						
	住 所	〒					
確 認 書 類	☐ 個人番号カード・住民票			備考欄			
	☐ その他 ()						

適性検査の結果

視力	裸眼	矯正	深視力	矯正 有・無	運動能力	身体障害等の状況 	講 習 区 分		
左	0.	0.	1 回	cm	適・否		更 新 手 数 料		
右	0.	0.	2 回	cm	聴 力		講 習 手 数 料		
両	0.	0.	3 回	cm	適・否				
視野		左		右		合計			
条 件 変 更				→				高 齢 者 講 習 受 講 日	確 認 者
								.	.

※ 太枠内を記入してください。

現 に 有 す る カ ー ド	☐ 免許証	☐ 免許情報記録個人番号カード	
更 新 す る カ ー ド	☐ 免許証	☐ 免許情報記録個人番号カード	
手 続 終 了 後 の 所 持 希 望 カ ー ド	☐ 免許証	☐ 免許情報記録個人番号カード	
経 由 地 公 安 委 員 会 で の 免 許 情 報 記 録 の 書 換	☐ 有 ☐ 無	経 由 地 公 安 委 員 会 へ の 免 許 証 返 納	☐ 有 ☐ 無
免 許 情 報 記 録 個 人 番 号 カ ー ド の 紛 失 等 の 事 情	☐ 有 ☐ 無	個 人 番 号 カ ー ド の 効 力	☐ 有効 ☐ 失効

別表第 1 の添付 17 の 3 及び添付 17 の 4 中 「

免許証番号

」 を 「

免許証番号又は
免許情報記録の番号

」 に改め、同
表の添付 17 の 5 から添付 17 の 7 までを次のように改める。

添付17の 5

運転経歴証明書 交付等
再交付 申請書

栃木県公安委員会 殿

※ 太枠内を記入してください（印字がある場合は不要です）。

写真

フリガナ			
申請者氏名	申請日 年 月 日		
生 年 月 日	電 話 番 号		
住 所			

運転免許取消申請

取消しを申請する 免 許 の 種 類	☐ 全部 ☐ 一部【	】
受 け た い 他 の 免 許 の 種 類	☐ 全部 ☐ 一部【	】

運転経歴証明書 交付・再交付 申請

免許 センター 交付 申請	申請書受理 証明書作成	年 月 日	印	申請 取消日 (免許失効日)	年 月 日	確認者
	電 算 登 録	年 月 日	印	受 理 所 属	交 付 (記 録) 予 定 日	年 月 日
	証 明 書 送 付	年 月 日	印	免 許 証 番 号 (免許情報記録 の 番 号)		
再 交 付 申 請	日 時	年 月 日	午前・午後	時 分頃から		
	場 所	年 月 日	午前・午後	時 分頃まで		
申 請 理 由	盗難、紛失又は ☐ 減失 (火災・誤廃棄等)	汚破損 ☐ (傷・汚れ・変形・ 欠損等)	その他 ☐ (記載内容や顔写真 の変更)			
	再交付後に、古い運転経歴証明書を発見したときは、発見した方（古い方）を返納します。 年 月 日 氏名					

※ 太枠内を記入してください。

現 に 有 す る カ ー ド	☐ 免許証・運転経歴証明書 ☐ 免許情報記録個人番号カード・運転経歴情報記録個人番号カード
手 続 終 了 後 の 所 持 希 望 カ ー ド	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード
個人番号カードの効力	☐ 有効 ☐ 失効

免許証・運転経歴証明書・本人確認書類の写し

資料 区分	全部取消のみ 94	経歴交付のみ 36	経歴再交付 36	取消・経歴交付 36-94
	処分番号 94		交付番号	

証 明 書 番 号 （運転経歴情報記録番号）												
現 に 有 す る 証 明 書	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード											
確 認 書 類	☐ 個人番号カード・住民票 ☐ その他（ ）											
転入都道府県	（ ） から転入											
備 考												

取扱者	確認者

添付17の 7

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届

栃木県公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ		生 年 月 日
届出者氏名		
住 所		
電 話 番 号		

----- (この線から下は記入しないこと。) -----

運 転 経 歴 証 明 書 の 写 し	
--	--

- 備考 1 運転経歴証明書の写しの欄には、現に受けている運転経歴証明書の表面及び裏面を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列2番とする。

別表第 1 の添付 17 の 7 の次に次の 1 表を加える。

添付 17 の 8

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届

栃木県公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ		生 年 月 日
届 出 者 氏 名		
住 所		
電 話 番 号		

(この線から下は記入しないこと。)

現に受けている運転経歴情報記録	免許年月日	第一種免許	二・小・原													
			その他													
	第二種免許															
	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二

備考 1 現に受けている運転経歴情報記録欄には、運転経歴情報記録の番号、運転経歴情報の記録を受けた者が道路交通法第104条の 4 第 2 項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類、運転経歴情報の記録年月日その他必要な事項を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別表第 1 の添付20及び添付21を次のように改める。

添付20

緊急自動車運転資格審査申請書																			
年 月 日																			
栃木県公安委員会 殿																			
氏 名 ・ 生 年 月 日								年 月 日											
本 籍 ・ 国 籍 等																			
住 所																			
審査に係る緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二															
現 に 受 け て い る 免 許	※ この欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が受けている免許に係る免許証の表側又は裏側を複写すること。																		
	記 録 等 公 安 委 員 会				公 安 委 員 会														
	特 定 免 許 情 報 の 記 録 等 年 月 日				年 月 日				免許情報記録の 有効期間の末日		年 月 日								
	免 許 情 報 記 録 の 番 号				第 号														
	免 許 年 月 日 ・ 種 類	第一種 免 許		二・小・原		年 月 日													
		免 許 の 種 類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
		第一種 免 許		その他		年 月 日													
		第 二 種 免 許			年 月 日														
	免 許 の 条 件																		
	緊急自動車の 使 用 者			所 在 地															
職 名																			
氏 名																			

添付21

緊急自動車運転資格記載申請書																			
年 月 日																			
栃木県公安委員会 殿																			
氏 名・生 年 月 日										年 月 日									
記 載 申 請 の 理 由				1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()															
審 査 合 格 年 月 日																			
審 査 公 安 委 員 会																			
緊 急 自 動 車 の 種 類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二															
				MT車 AT車															
現 に 受 け て い る 免 許	※ この欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が受けている免許に係る免許証の表側又は裏側を複写すること。																		
	記録等公安委員会				公安委員会														
	特 定 免 許 情 報 の 記 録 等 年 月 日				年 月 日				免許情報記録の 有効期間の末日				年 月 日						
	免許情報記録の番号				第 号														
	免許年月日・種類	第一種 免 許	二・小・原		年 月 日														
		免 許 の 種 類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
		第一種 免 許	その他		年 月 日														
		第 二 種 免 許			年 月 日														
	免 許 の 条 件																		
	緊急自動車の 使 用 者		所 在 地																
職 名																			
氏 名																			

別表第 1 の添付 22 備考を次のように改める。

備考 1 氏名、生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。

別表第 1 の添付 23 の 6 中

免許証番号

を

免許証番号又は
免許情報記録の番号

に改め、同表の添付 29 中「

運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同表の添付 30 中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に、「申請者」を「届出者」に改め、同表の添付 30 の次に次の 2 表を加える。

添付30の 2

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

道路交通法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合していることの認定を申請します。

使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	〒 (—) 電話番号 ()
認定を受けようとする 課 程 の 区 分	
認定を受けようとする 課 程 の 名 称	

備考 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

添付30の 3

運転免許取得者等検査認定申請書記載事項変更届出書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住 所
届出者
氏 名

第 8 条 第 1 項

運転免許取得者等検査の認定に関する規則 の規定による運転免許取得者等検査認定

第 8 条 第 3 項

申請書の記載事項の変更の届出をします。

認 定 を 受 け て い る 課 程 の 区 分 及 び 名 称	
変 更 年 月 日	
変 更 の 内 容 及 び 理 由	
変 更 事 由 を 証 明 す る 書 類	

備考 届出者が法人であるときは、届出者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別表第 1 の添付32（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同表の添付38から添付40までの規定中

「

免許証番号

」を「

免許証番号又は 免許情報記録の番号

」に改める。

別記様式第13号の 4 を次のように改める。

別記様式第13号の 4 (第23条の 3 関係)

免許条件変更申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

受理番号

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

電話番号
自宅・勤務先
() —

※申請年月日及び太線の中のみ記載すること。

視 力	裸 眼	左		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左		視 野	左		色彩識別能力									
		右				右			右		運 動 能 力									
		両				両			両		聴 力									
深 視 力	1 回	cm	1 回	cm	1 回	cm	検 査 結 果													
	2 回	cm	2 回	cm	2 回	cm	条件コード解除・変更													
	3 回	cm	3 回	cm	3 回	cm	検 査 者													
	平均	cm	平均	cm	平均	cm														
現 に 受 け て い る 免 許	※ この欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が受けている免許に係る免許証の表側又は裏側を複写すること																			
	記 録 等 公 安 委 員 会						公安委員会													
	特 定 免 許 情 報 の 記 録 等 年 月 日						年 月 日													
	免 許 情 報 記 録 の 番 号						第 号													
	免 許 年 月 日 ・ 種 類	第 一 種 免 許		二・小・原		年 月 日														
		免 許 の 種 類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
		第 一 種 免 許		そ の 他																
		第 二 種 免 許																		
免 許 の 条 件																				

別記様式第14号中「運転免許試験合格決定取消し通知書」を「運転免許試験合格決定取消通知書」に、

「

種 別 及 び 番 号	免 許	番
-------------	-----	---

」

「

免 許 の 種 別 及 び 免 許 証 番 号 又 は 免 許 情 報 記 録 の 番 号	第	号
---	---	---

」

を

に改

める。
別記様式第15号の 2 を次のように改める。

別記様式第15号の 2 (第24条の 3 関係)

更新時講習受講済通知書

栃木県公安委員会 殿

申 請 日	
-------	--

免 許 情 報	フリガナ					生 年 月 日	
	申請者氏名						
	本 (国) 籍						
	住 所						
	免許の種類			免許の条件			
	免許年月日	二・小・原		そ の 他		第 二 種	
	免許証						
	交 付 公 安 委 員 会				交付年月日・照会番号		
	免 許 証 番 号				有 効 期 限		
	免許情報記録個人番号カード						
記 録 等 公 安 委 員 会				記 録 等 年 月 日			
免 許 情 報 記 録 番 号				有 効 期 限			

※ 太枠内を記入してください。

經由地公安委員会への免許証返納	☐ 有 ☐ 無
-----------------	---

手 数 料 欄	

適 正 検 査 結 果

--

更新時講習受講結果

--

別記様式第15の3第3面を次のように改める。

第3面

運転免許証等更新適性検査通知書

〇〇公安委員会で運転免許証等の更新手続きをされましたが、適性検査結果通知書を確認した結果、検査の必要がありますので、
〇月〇日までの平日の
午前 8 : 30 から午後 4 : 00 までの間に
栃木県運転免許センター
に来所し、適性検査を受けてください。
もし、適性検査を受けないときは、運転免許証等が更新されない場合があります。

栃木県公安委員会

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、別表第 1 の添付 32（裏）の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

栃木県公安委員会規程第 2 号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和 42 年栃木県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表						別表					
公印 の 種 類	制		式	使 用 区 分	保 管 責 任 者	公印 の 種 類	制		式	使 用 区 分	保 管 責 任 者
	形 式	書 体	寸法 〔ミリ メー トル〕				形 式	書 体	寸法 〔ミリ メー トル〕		
略						略					
				略	略					略	略
				検査合格証明書、運転免許拒否処分通知書、運転免許取消処分通知書、弁明通知書（運転免許拒否処分又は運転免許取消処分の弁明）、適性検査受検命令書、診断書提	略					検査合格証明書、運転免許拒否処分通知書、運転免許取消処分通知書、弁明通知書（運転免許拒否処分又は運転免許取消処分の弁明）、適性検査受検命令書、診断書提	略

出命令書、運転免許試験成績証明書、試験車指定書、試験車指定解除通知書、運転免許試験受験停止処分通知書、指定書（教習所の指定）、措置監督命令書、指定取消通知書（教習所の指定取消）、卒業証明書・修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、更新証明書、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回答）、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書、臨時適性検査通知書、処分移送通知書、意見の聴取通知書、聴聞通知書、運転免許取消処分書、申請による運転免許取消通知書、措置命令書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講

出命令書、運転免許試験成績証明書、試験車指定書、試験車指定解除通知書、運転免許試験受験停止処分通知書、指定書（教習所の指定）、措置監督命令書、指定取消通知書（教習所の指定取消）、卒業証明書・修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、更新証明書、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回答）、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書、臨時適性検査通知書、処分移送通知書、意見の聴取通知書、聴聞通知書、運転免許取消処分書、申請による運転免許取消通知書、措置命令書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講

14 号 印	栃木県 公安委 員会印	てん 書	方 24	習 終 了 証 明 書、中型車講 習 終 了 証 明 書、準中型車 講習終了証明 書、普通車講 習 終 了 証 明 書、大型二輪 車講習終了証 明書、普通二 輪車講習終了 証明書、応急 救護処置講習 (一) 終了証 明書、応急救 護 処 置 講 習 (二) 終了証 明書、原付講 習 終 了 証 明 書、取消処分 者講習終了証 明書、大型旅 客車講習終了 証明書、中型 旅客車講習終 了証明書、普 通旅客車講習 終了証明書、 講習修了証 (技能検 定員、教習指導 員及び副管理 者 法 定 講 習)、高齢者 講習終了証明 書、若年運転 者講習修了証 明書、運転適 性指導に關す る業務につい ての所要の講 習修了証、高 齢者講習にお ける指導に必 要な技能及び 知識に關する 審査合格証、 初心運転者講 習通知書、初 心運転者講習 移送通知書、 違反者講習通	14 号 印	栃木県 公安委 員会印	てん 書	方 24	習 終 了 証 明 書、中型車講 習 終 了 証 明 書、準中型車 講習終了証明 書、普通車講 習 終 了 証 明 書、大型二輪 車講習終了証 明書、普通二 輪車講習終了 証明書、応急 救護処置講習 (一) 終了証 明書、応急救 護 処 置 講 習 (二) 終了証 明書、原付講 習 終 了 証 明 書、取消処分 者講習終了証 明書、大型旅 客車講習終了 証明書、中型 旅客車講習終 了証明書、普 通旅客車講習 終了証明書、 講習修了証 (技能検 定員、教習指導 員及び副管理 者 法 定 講 習)、高齢者 講習終了証明 書、若年運転 者講習修了証 明書、運転適 性指導に關す る業務につい ての所要の講 習修了証、高 齢者講習にお ける指導に必 要な技能及び 知識に關する 審査合格証、 初心運転者講 習通知書、初 心運転者講習 移送通知書、 違反者講習通
--------------	-------------------	---------	---------	--	--------------	-------------------	---------	---------	--

知書、違反者
講習移送通知
書、運転適性
指導員審査合
格証書、取消
処分者講習に
係る実務実習
通知書、取消
処分者講習に
係る実務実習
結果通知書、
若年運転者講
習通知書、運
転免許取得者
等教育認定
書、運転免許
取得者等教育
認定取消通知
書、指定書
(指定講習機
関の指定)、
指定取消通知
書(指定講習
機関の指定取
消)、技能検
定員審査合格
証明書、技能
検定員資格者
証、技能検定
員資格者証返
納命令書、教
習指導員審査
合格証明書、
教習指導員資
格者証、教習
指導員資格者
証返納命令
書、特定任意
講習終了証明
書、特定任意
高齢者講習終
了証明書、認
知機能検査員
講習終了証、
認知機能検査
員審査合格
証、認知機能
検査結果通知
書及び運転技
能検査受検結
果証明書の証

知書、違反者
講習移送通知
書、運転適性
指導員審査合
格証書、取消
処分者講習に
係る実務実習
通知書、取消
処分者講習に
係る実務実習
結果通知書、
若年運転者講
習通知書、運
転免許取得者
等教育認定
書、運転免許
取得者等教育
認定取消通知
書、指定書
(指定講習機
関の指定)、
指定取消通知
書(指定講習
機関の指定取
消)、技能検
定員審査合格
証明書、技能
検定員資格者
証、技能検定
員資格者証返
納命令書、教
習指導員審査
合格証明書、
教習指導員資
格者証、教習
指導員資格者
証返納命令
書、特定任意
講習終了証明
書、特定任意
高齢者講習終
了証明書、認
知機能検査員
講習終了証、
認知機能検査
員審査合格
証、認知機能
検査結果通知
書及び運転技
能検査受検結
果証明書の証

				印用						印用	
--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	----	--

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。